不動産の鑑定評価に関する法律（抄）

昭和３８年　７月１６日法律第１５２号
令和　２年　６月１０日法律第４１号改正まで

（目　　的）

第　１　条　この法律は、不動産の鑑定評価に関し、不動産鑑定士及び不動産鑑定業について必要な事項を定め、もつて土地等の適正な価格の形成に資することを目的とする。

（定　　義）

第　２　条　この法律において「不動産の鑑定評価」とは、不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下同じ。）の経済価値を判定し、その結果を価額に表示することをいう。

２　この法律において「不動産鑑定業」とは、自ら行うと他人を使用して行うとを問わず、他人の求めに応じ報酬を得て、不動産の鑑定評価を業として行うことをいう。

３　この法律において「不動産鑑定業者」とは、第２４条の規定による登録を受けた者をいう。

（登　　録）

第１５条　不動産鑑定士となる資格を有する者が、不動産鑑定士となるには、国土交通省に備える不動産鑑定士名簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項の登録を受けなければならない。

（不動産鑑定業者の登録）

第２２条　不動産鑑定業を営もうとする者は、２以上の都道府県に事務所を設ける者にあつては国土交通省に、その他の者にあつてはその事務所の所在地の属する都道府県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録を受けなければならない。

２　不動産鑑定業者の登録の有効期間は、５年とする。

３　前項の有効期間の満了後引き続き不動産鑑定業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

４　更新の登録の申請があつた場合において、第２項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

５　前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（無登録業務の禁止）

第３３条　不動産鑑定業者の登録を受けない者は、不動産鑑定業を営んではならない。

（不動産鑑定士でない者等による鑑定評価の禁止）

第３６条　不動産鑑定士でない者は、不動産鑑定業者の業務に関し、不動産の鑑定評価を行つてはならない。

２　不動産鑑定業者は、その業務に関し、不動産鑑定士でない者に不動産の鑑定評価を、第４０条第１

項又は第２項の規定による禁止の処分を受けた者に鑑定評価等業務を行わせてはならない。

（名称の使用禁止）

第５１条　不動産鑑定士でない者は、不動産鑑定士の名称を用いてはならない。

第５６条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは１００万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　〔略〕

二　第３３条の規定に違反して、不動産鑑定業を営んだ者

三　〔略〕

第５７条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役若しくは５０万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～四　〔略〕

五　第３６条第１項の規定に違反して、不動産の鑑定評価を行つた者

六　第３６条第２項の規定に違反して、不動産の鑑定評価又は鑑定評価等業務を行わせた者

七　〔略〕

第５８条　次の各号のいずれかに該当する者は、３０万円以下の罰金に処する。

一～九　〔略〕

十　第５１条の規定に違反して、不動産鑑定士の名称を用いた者